

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和6年5月16日付けの保護変更決定通知書により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

障害年金が全額収入として差し引かれている。理由もなく収入認定額が増えた（5月は収入はなしと処分庁には報告している）。障害年金は差し引かれないはずである。全額算定を見直してもらいたい。

6月の障害年金について、請求人は同月12日に日本年金機構から通知が郵送されたが、なぜ処分庁は5月16日時点で知り得たのか。日本年金機構に確認したところ、マイナンバーカードの個人番号は、厚生年金番号、国民年金番号、障害年金番号と結びついているため、そこから引っ張ってきたのではないかとのことだった。これは、個人情報をも本人の承諾なく勝手に取り扱っており、職権乱用ではないか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 1 0 月 2 5 日	諮問
令和 6 年 1 2 月 2 3 日	審議（第95回第2部会）
令和 7 年 1 月 2 4 日	審議（第96回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月

1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 8・2 は、収入の認定は月額によることとし、同・3・(2)・ア・(ア)は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとしている。

イ 年金等の収入

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 3 8 年 4 月 1 日付社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 8・1・(4)・アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。

(5) 次官通知等の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、1 年以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定するとされているところ (1・(4)・イ)、処分庁は、請求人が障害基礎年金 2 級及び年金生活者支援給付金を受給しており、各受給額が令和 6 年 6 月支給分から改定されることを日本年金機構が同年 4 月 1 日付けでホームページ等で発表したことを把握し、同年 6 月分の保護費について、収入額を改定後の受給額 (障害基礎年金 1 3 6, 0 0 0 円を次回受給月である同年 8 月の前月までの各月に分割して 6 8, 0 0 0 円、年金生活者支援給付金 1 0, 6 2 0 円を次回受給月である同年 8 月までの前月までの各月に分割して 5, 3 1 0 円) に変更して収入充当額を計 7 3, 3 1 0 円とし、保護費を 6 5, 4 4 0 円 (最低生活費 1 3 8, 7 5 0 円から収入充当額 7 3, 3 1 0 円を差し引いた額) に変更したことが認められる。

なお、本件処分によって処分庁が認定した請求人の収入額は、6 月分収入申告書に添付された本件申告書類に記載された額と同じであった。

保護の実施機関は、保護の変更を必要と認めるときは、職権により速やかに決定し、被保護者に通知することが定められており (1・(2))、請求人の障害基礎年金及び年金生活者支援給付金の額が令和 6 年 6 月

受給分から増額改定されることを把握した処分庁が同月分の保護費を変更したことは、法に則ってなされたものである（請求人の収入認定額を6月保護費を支給した後に増額変更すると、増額分が過払いとなり、請求人に返納を求める必要が生じることになる。）。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに従って適正に行われたものといえることができ、また、保護費の算定においても違算は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当があるとはいえない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、障害年金を収入認定されたことについて不服である旨を主張する。

しかし、保護は要保護者の金銭等で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（保護の補足性）、年金等の収入がある場合には、その収入額は、要保護者の収入として認定されるものである（1・(1)及び(4)）。そして、本件処分が法令等の定めに従って適正に行われていることは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己